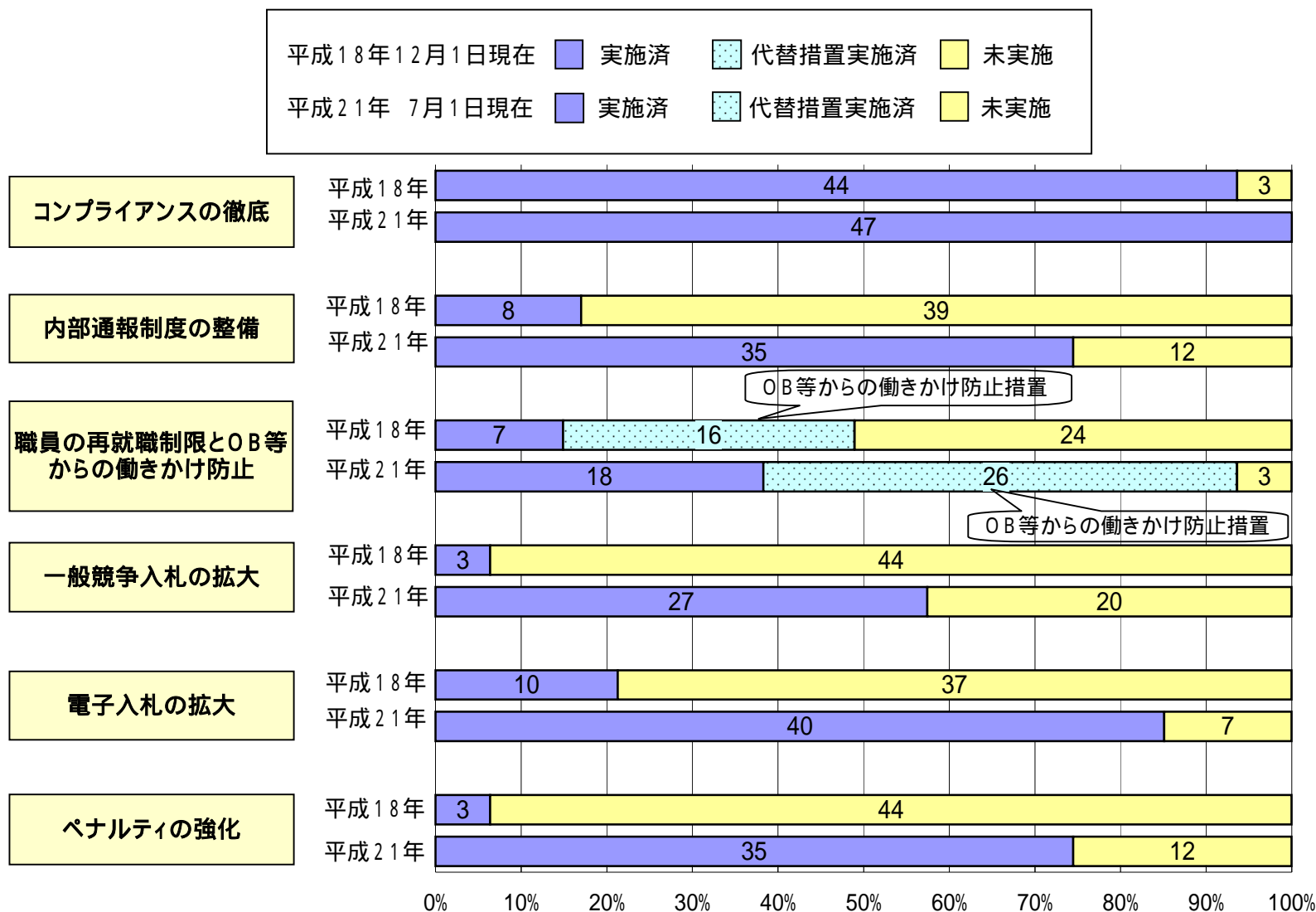


【調査1】「都道府県の公共調達改革に関する指針」に基づく取組状況調査

(主要項目・総合評価方式導入状況)

主要項目の進捗状況



コンプライアンスの徹底

・ 倫理規程や倫理条例の制定またはコンプライアンス委員会を設置しての行動規範の整備などのうち、いずれかを実施していること。

内部通報制度の整備

・ 外部の有識者による独立した通報窓口を設置していること。

職員の再就職制限とOB等からの働きかけ防止

・ 企業との間に退職前5年間に担当していた職務と密接な関係を有すると認められる職員(課長級以上)について、退職後最低2年間当該企業への再就職を制限していること。

・ 営業に従事しない旨の誓約書の提出や営業活動の自粛、働きかけがあった場合の記録・公表など再就職制限と同等の効果を持つOB等からの働きかけ防止措置を講じていること。

一般競争入札の拡大

・ 1千万円以上の工事については、原則として全て一般競争入札を適用することとしていること。

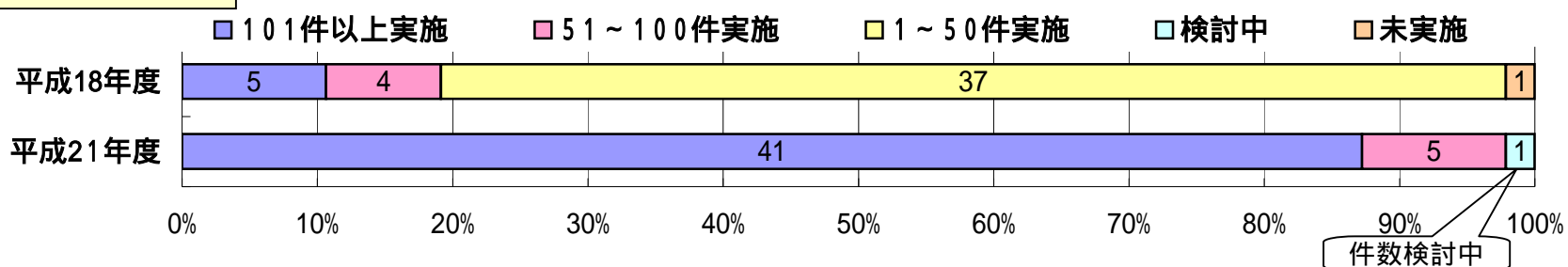
電子入札の拡大

・ 電子入札を全面導入していること。

ペナルティの強化

・ 「入札談合に係る違法・不正行為を行った場合に12月以上の入札参加停止とすること」、「入札談合に係る違約金特約の額を契約額の20%以上とすること」、「警察に対して談合情報を積極的に情報提供すること」の3項目を全て実施していること。

総合評価導入状況



各都道府県の取組状況

コンプライアンスの徹底については、全ての都道府県で倫理規程を定めるなどの取組を実施している。

一般競争入札については、約6割の都道府県(27)が1千万円以上の工事について原則一般競争入札を行っている。他の都道府県についても、工事規模を定めて一般競争入札に取り組んでいる。(「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づく実施状況調査結果を参考)

電子入札については、約9割の都道府県(40)で全面導入済みとなっている。全面導入していない都道府県についても、範囲を定めて電子入札を導入している。

総合評価方式については、全ての都道府県で導入している。

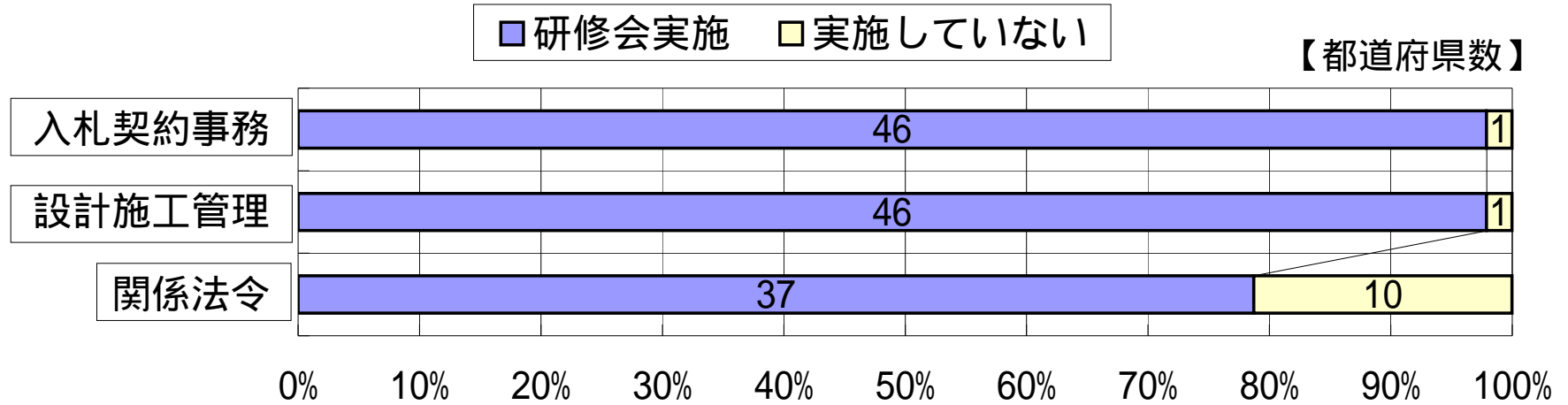
その他の項目についても、指針策定時と比較し、実施率が大きく伸びている。

【調査2】発注者としてのスキルアップに関する調査

この調査は各都道府県における平成20年度の取組を調査したものである。

1 品質を適正に見極めるための取組状況

(1) 専門研修の実施状況

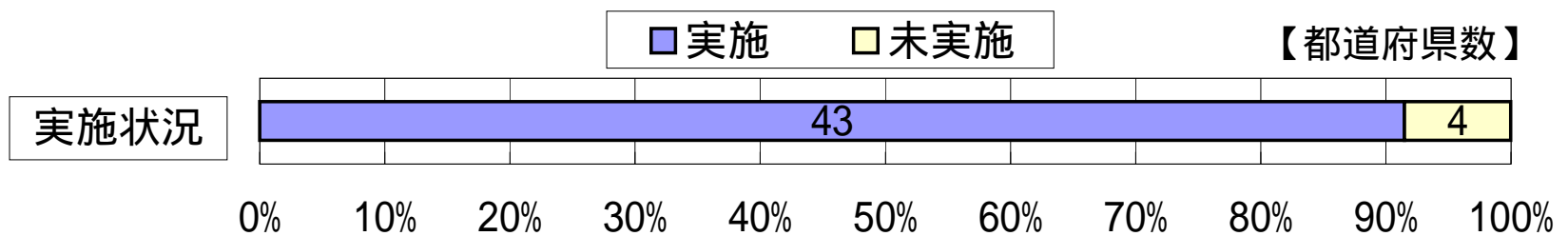


専門研修の実施状況

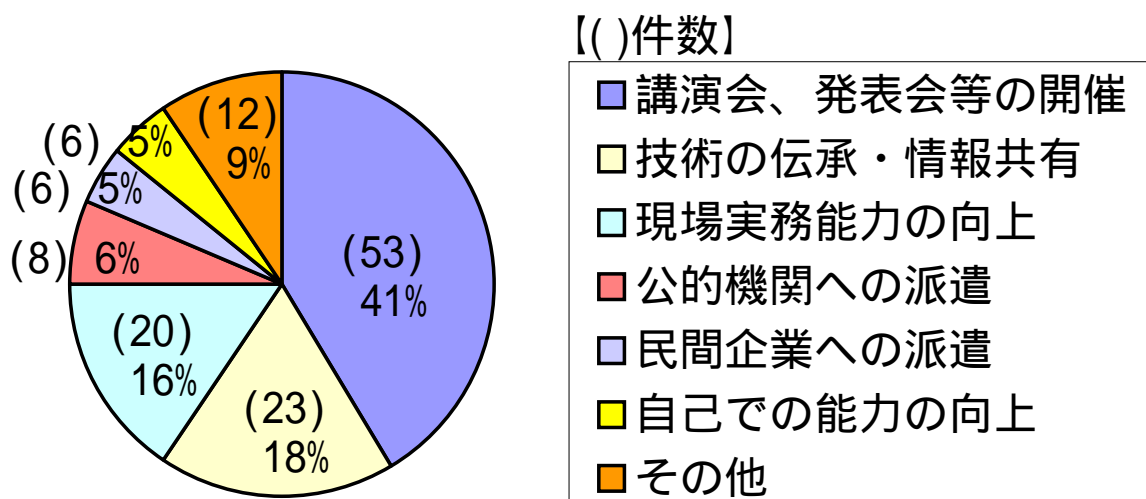
入札契約事務、設計施工管理に関する専門研修は、ほとんどの都道府県で実施している。
 建設業法や入契法などの関係法令に関する専門研修は、約8割の都道府県で実施している。
 その他の専門研修としては、現場での安全対策に関する研修や法定資格取得のための研修、橋梁や舗装、建築等の工種別専門研修を実施している。

(2) 専門研修以外の職員技術力向上への取組状況

ア) 独自の取組



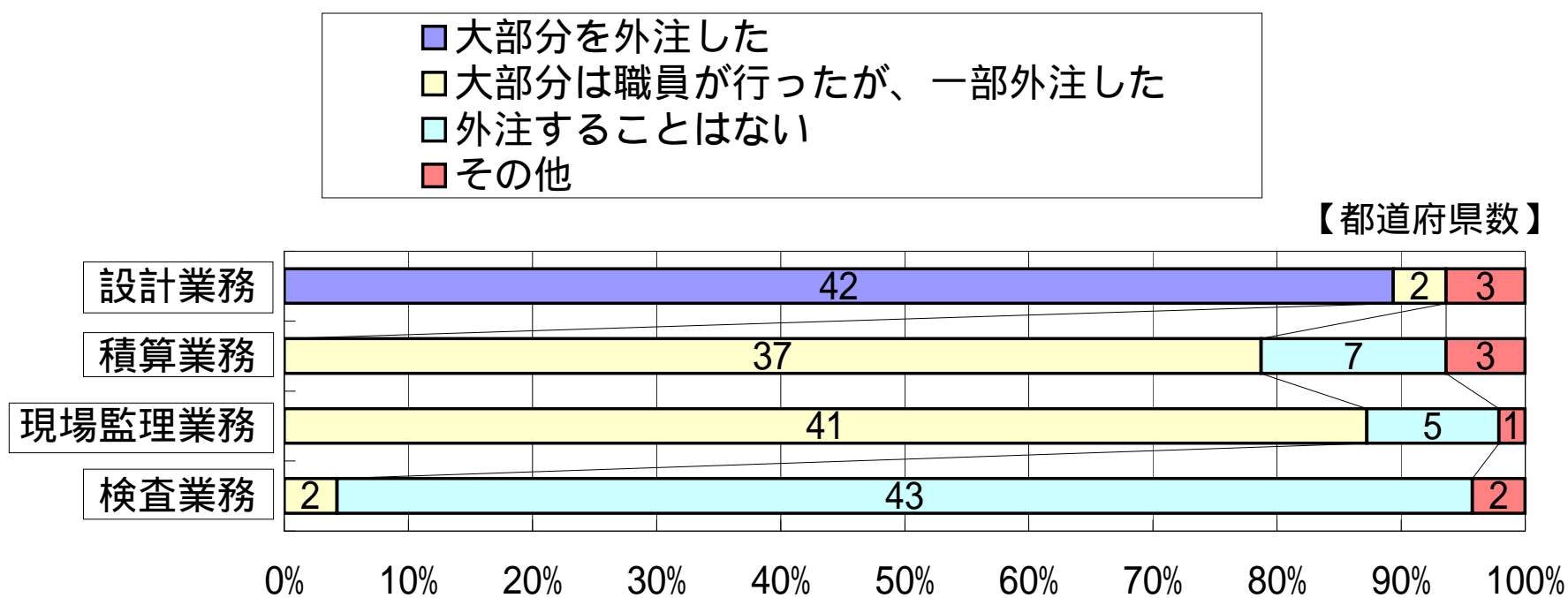
イ) 取組内容



専門研修以外の職員技術力向上への取組状況

約9割の都道府県で、独自の取組を実施している。
 実施例としては、技術に関する講演会や発表会の開催、ベテラン職員からの技術力伝承、失敗談等を載せた事例集の作成、現場での実体験による実務能力向上の取組などが多い。

(3) アウトソーシングの状況



アウトソーシングの状況

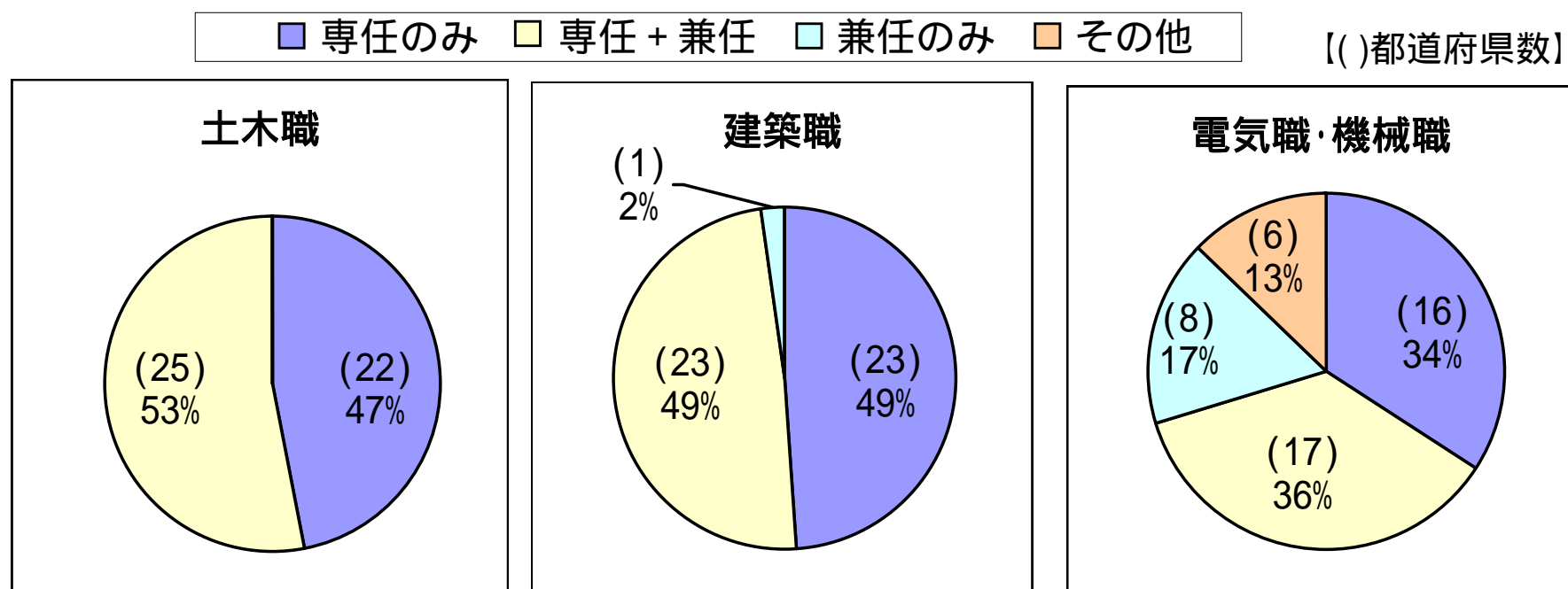
設計業務は、約9割の都道府県で職員の技術力や人手不足を補うために外注している。

積算業務、現場監理業務は、ほとんどの都道府県で一部を外注、又は外注することは無いとしており、業務はほぼ職員が行っている状況である。

検査業務は、ほとんどの都道府県で外注することは無いとしている。

(4) 工事の検査体制

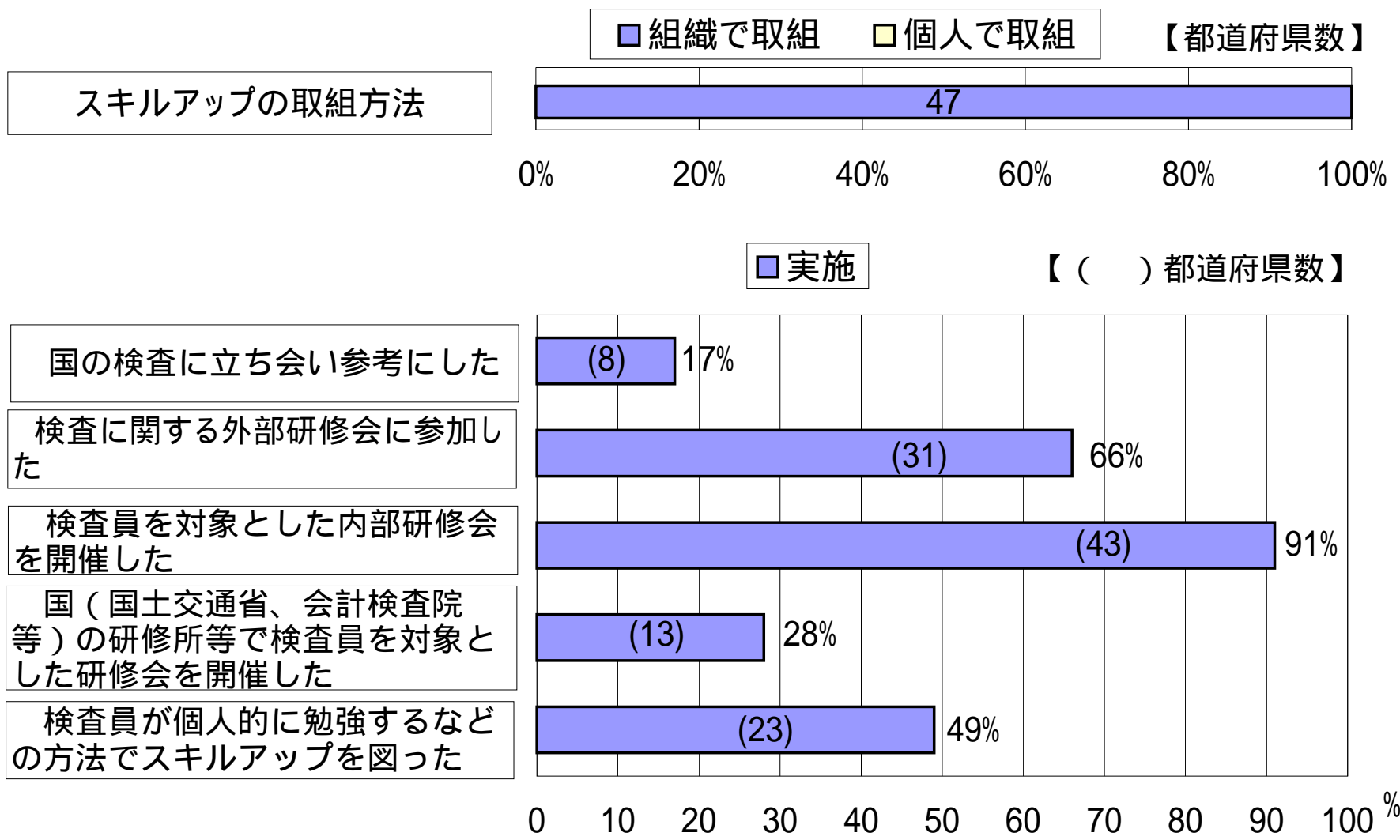
ア) 工事検査員（専任・兼任）の体制



工事の検査体制（専任・兼任）

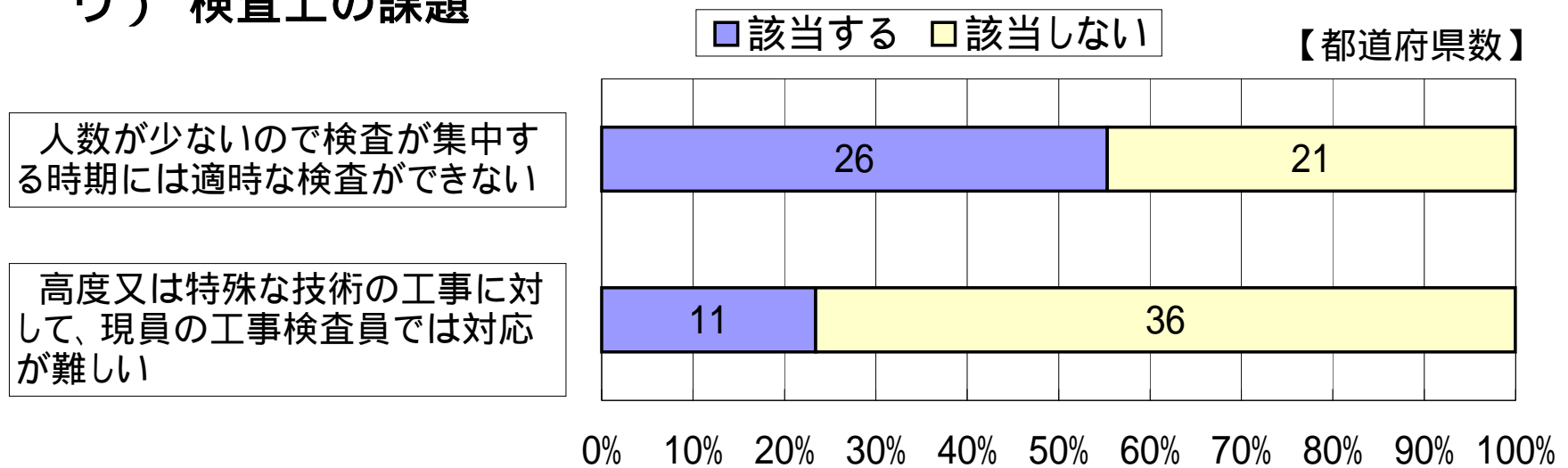
検査員を専任の職員のみとしている都道府県は半数以下であり、半数以上は兼任の検査員も検査に対応している。

(4) 工事の検査体制
イ) 検査員のスキルアップに関する取組



工事の検査体制(検査員のスキルアップに関する取組)
 全ての都道府県が検査員のスキルアップに関する取組を組織的に実施している。
 スキルアップに関する取組の内訳は、約7割の都道府県で検査に関する外部の研修会への参加や、約9割の都道府県で検査員を対象とした内部研修会を実施している。

(4) 工事の検査体制
ウ) 検査上の課題

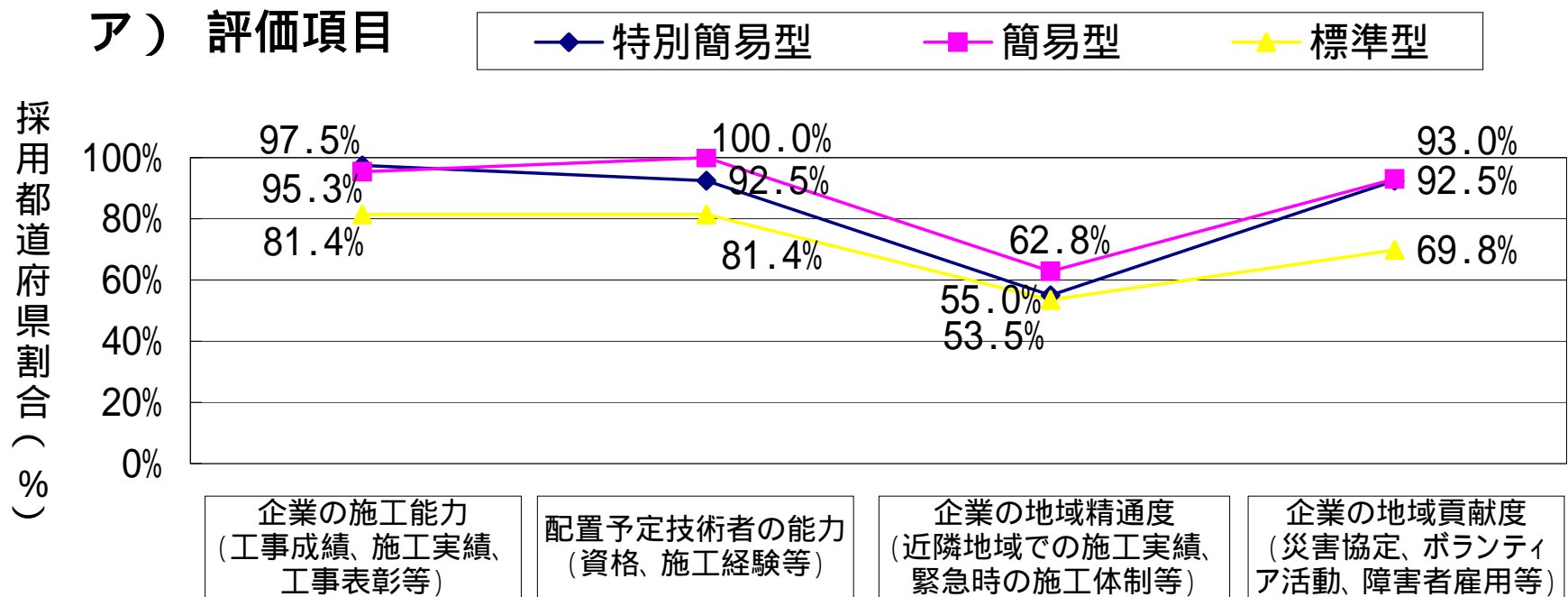


工事の検査体制(検査上の課題)
 約半数の都道府県で年度末等の検査集中時に検査員の人数が少ないため適時な検査が実施できないことを挙げている。

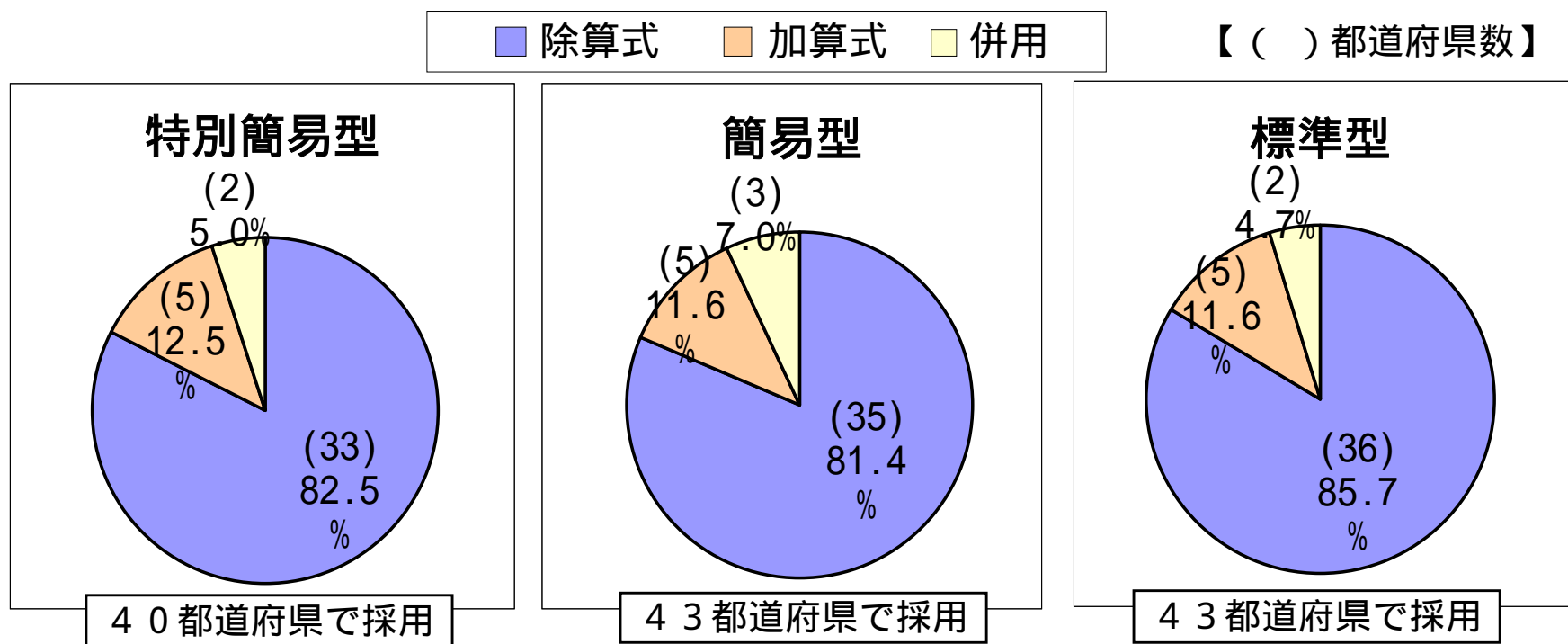
2 総合評価方式の実施状況

(1) 評価内容

ア) 評価項目



イ) 落札者決定基準 (計算式)



評価内容

企業の施工能力や配置予定技術者の能力は、総合評価方式のタイプを問わず概ね8割以上の都道府県で評価項目としている。

企業の地域精通度(近隣地域での施工実績、緊急時の施工体制等)を評価項目としている都道府県は約6割である。

なお、「標準型」では、評価項目として企業の施工能力や配置予定技術者の能力、企業の地域精通度、地域貢献度を採用せずに、技術提案のみを評価するなどしている都道府県が約2割ある。(簡易型で技術提案のみを評価している都道府県は無い)

落札者の決定基準として除算式、加算式の導入割合は、除算式を採用している都道府県が8割以上、加算式は約1割程度、両方採用している都道府県は5%程度である。

総合評価方式のタイプ分類

特別簡易型：施工計画などの提案を求めず、企業や配置予定技術者の施工実績など定量的な事項で評価するタイプ
(技術提案を求めない)

簡易型：特定の課題を設定せず、施工上配慮すべき事項の提案を求め、それが適切かどうかを評価するタイプ

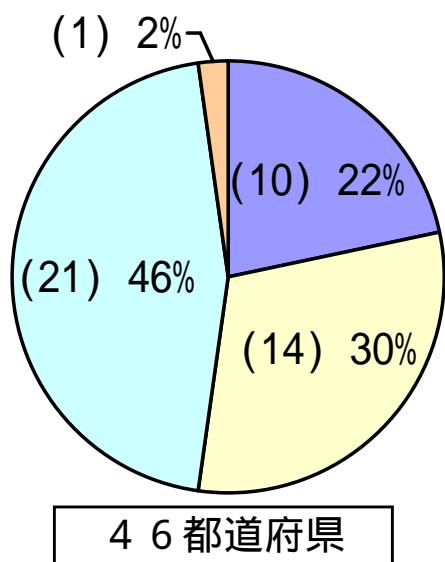
標準型：技術的難易度に基づき特定の課題を設定し、その施工方法に係る提案を評価するタイプ

高度技術提案型：特に高度な技術が必要な課題を設定し、その解決に係る提案を評価するタイプ(下記の手続きを伴うもの)

- ・より優れた技術提案とするために発注者と競争参加者の技術対話を通じて技術提案の改善を行う手続き
- ・技術提案をもとに予定価格を作成する手続き

(2) 実施状況

ア) 技術提案を求めるタイプと求めないタイプの実施状況及び技術提案を求めるタイプの実施件数割合【()都道府県数】



- 全て技術提案を求めるタイプで実施
- 技術提案を求めるタイプの実施件数割合 50%以上100%未満
- 技術提案を求めるタイプの実施件数割合 1%以上50%未満実施
- 技術提案を求めるタイプは実施していない (特別簡易型のみ実施)

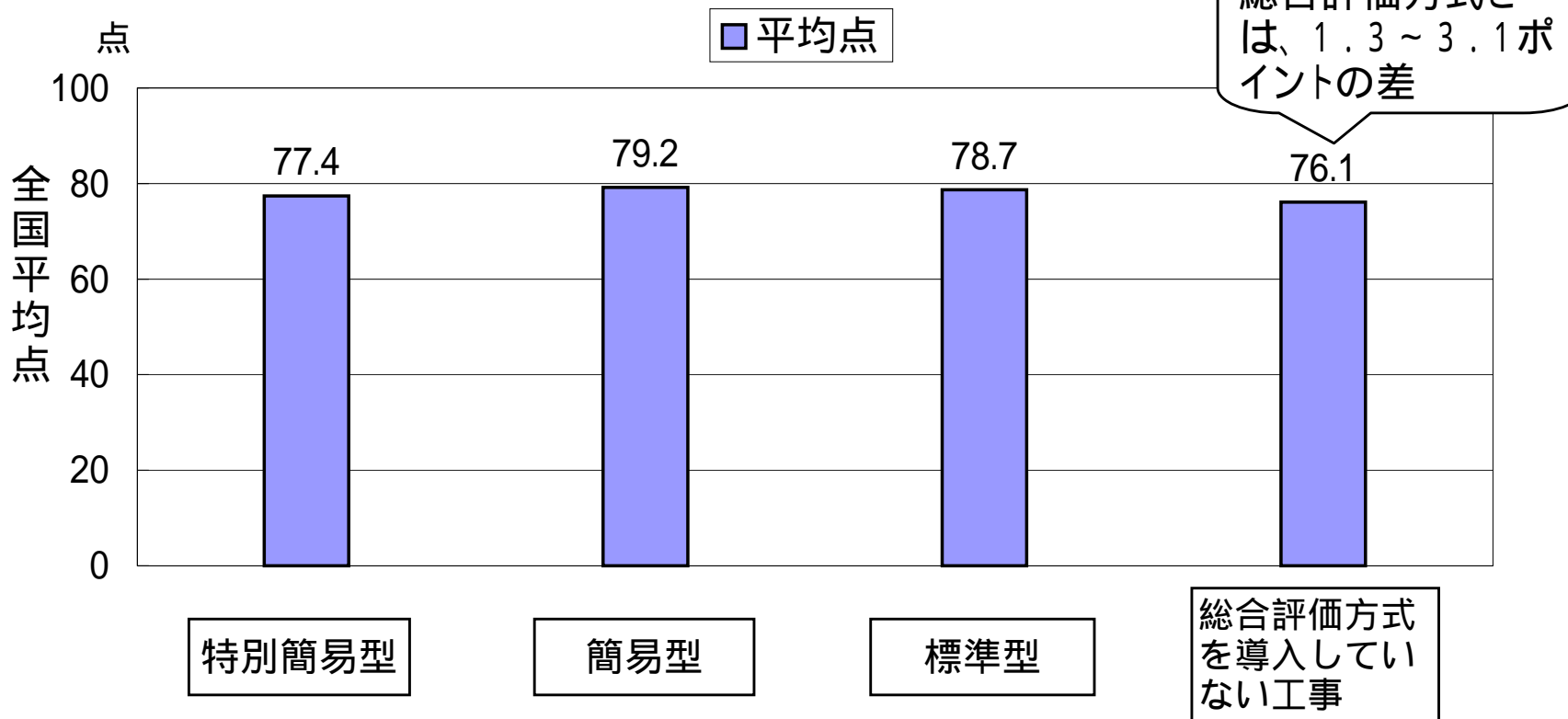
技術提案を求めるタイプ(簡易型、標準型、高度技術提案型)と求めないタイプ(特別簡易型)の実施状況及び技術提案を求めるタイプの実施件数割合

約半数の都道府県で技術提案を求めるタイプの実施件数が総合評価方式全体の件数の過半数を超えている。

約2割の都道府県では、全ての総合評価方式で技術提案を求めている。

なお、高度技術提案型は3都道府県で実施している。主な事例として浄水場の特高受変電設備工事における主要機器の容量・構成・台数の適切性や、機器レイアウトの概要などである。

イ) 工事成績評定点



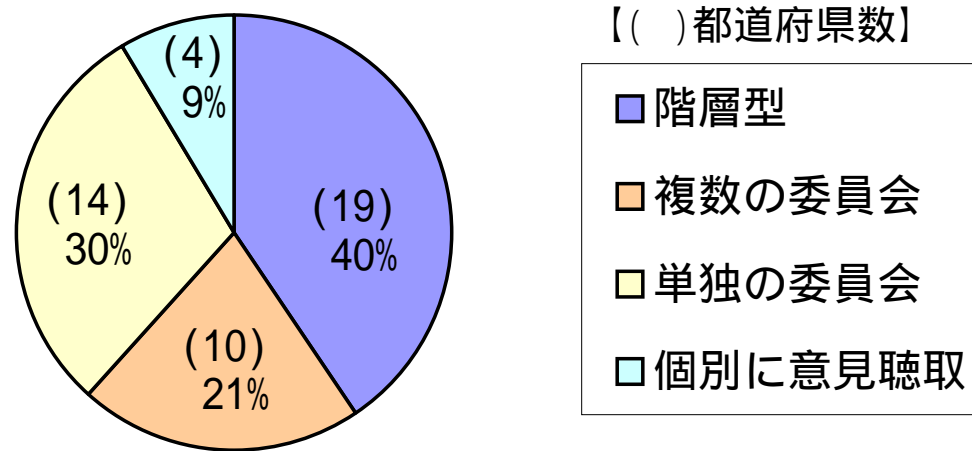
対象は1千万円以上の工事
高度技術提案型は工事継続中

工事成績評定点

技術提案を求めるタイプ(簡易型、標準型)の方が求めないタイプ(特別簡易型)よりも工事成績評定点の平均点が高い。

総合評価方式の全てのタイプの工事で、総合評価方式を導入していない工事よりも工事成績評定点の平均点が高い。

(3) 審査委員会の運営



審査委員会の運営

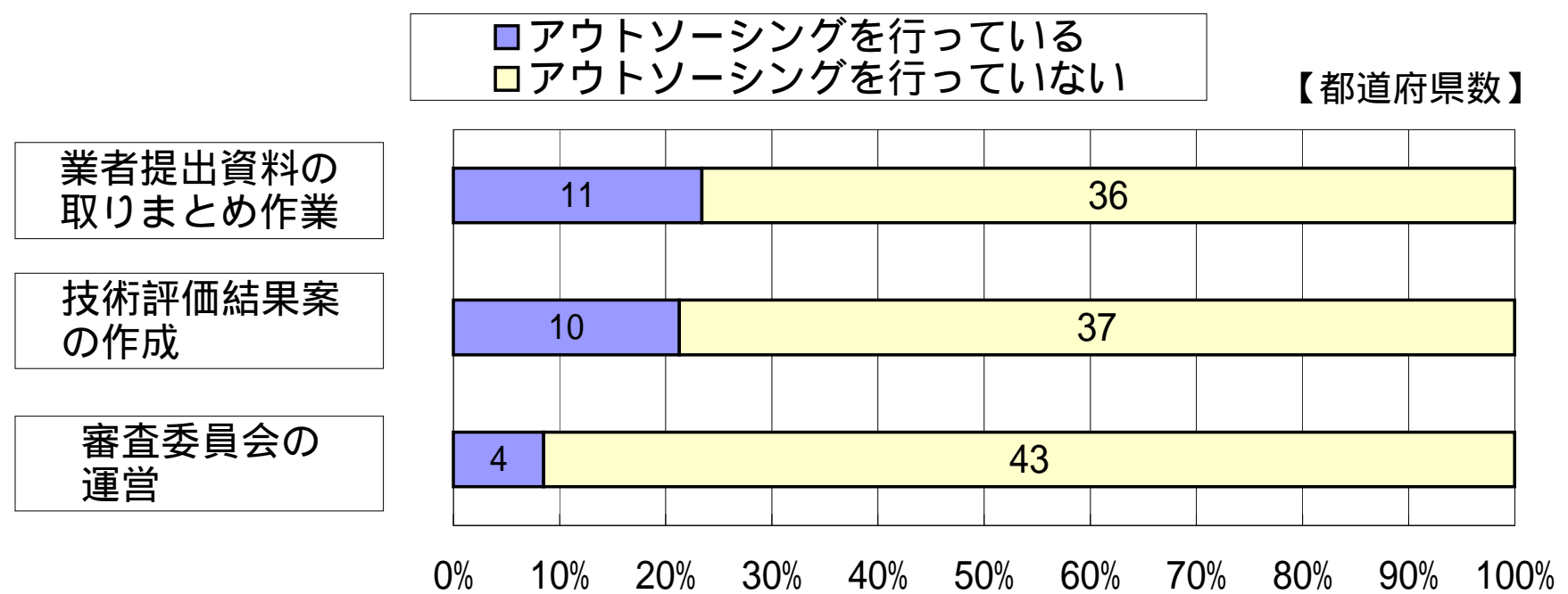
制度等に対する意見聴取と個別工事に対する意見聴取とを別々の審査委員会で行っている都道府県は約4割である。(階層型)

複数(地域毎又は工種毎に設置等)又は単独の委員会を運営している都道府県は約5割である。

委員会を設けずに個別に意見聴取している都道府県は約1割である。

審査委員会の運営上の課題としては、審査委員会の構成にかかわらず、タイムリーに開催できない、案件が多く審査時間が十分に取れない、委員会開催日程の調整に苦慮しているなどを挙げている都道府県が多い。

(4) アウトソーシングの活用状況



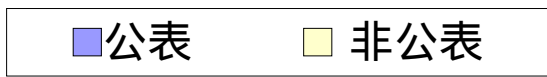
アウトソーシングの活用状況

業者提出資料の取りまとめ作業、技術評価結果案の作成は、約2割の都道府県が人手不足のために作業の一部又は全部をアウトソーシングしている。

審査委員会の運営は、約1割の都道府県が人手不足等のために大部分又は全てをアウトソーシングしている。

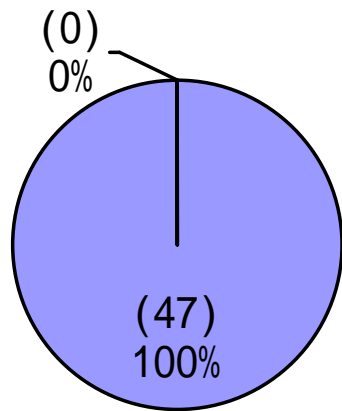
(5) 評価の透明性、公平性を確保するための措置

入札参加予定者への公表（入札前）

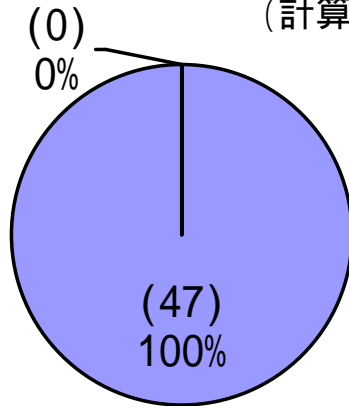


【() 都道府県数】

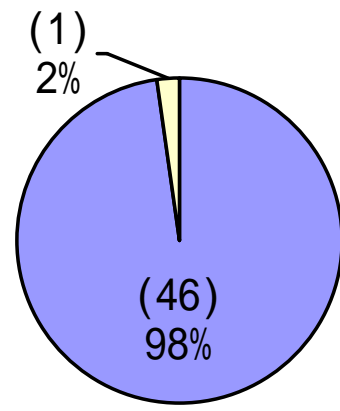
ア) 評価項目



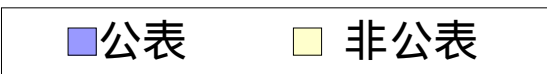
イ) 落札者決定基準 (計算式)



ウ) 配点

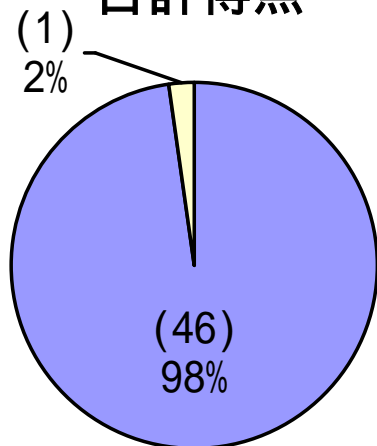


入札参加者への公表（入札後）

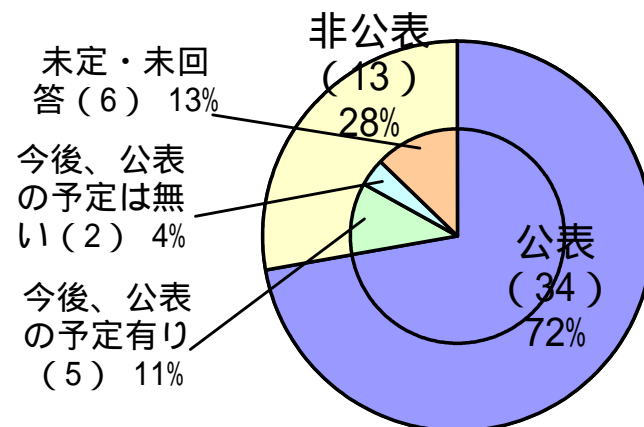


【() 都道府県数】

エ) 入札参加者の合計得点



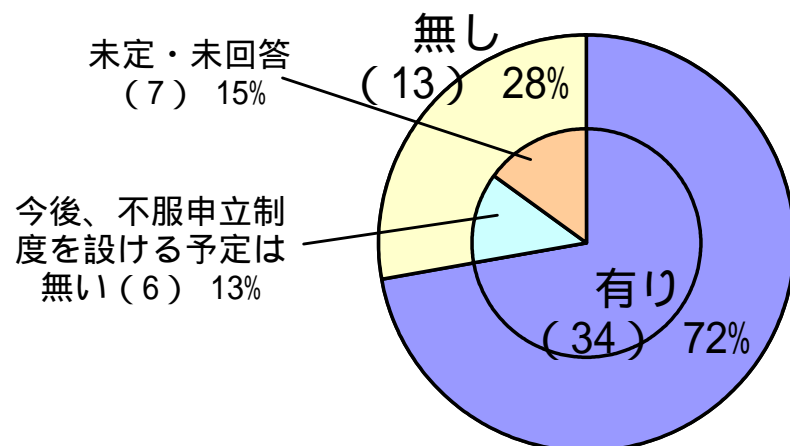
オ) 入札参加者の評価項目毎の得点



カ) 評価結果に対する不服申立制度の有無



【() 都道府県数】



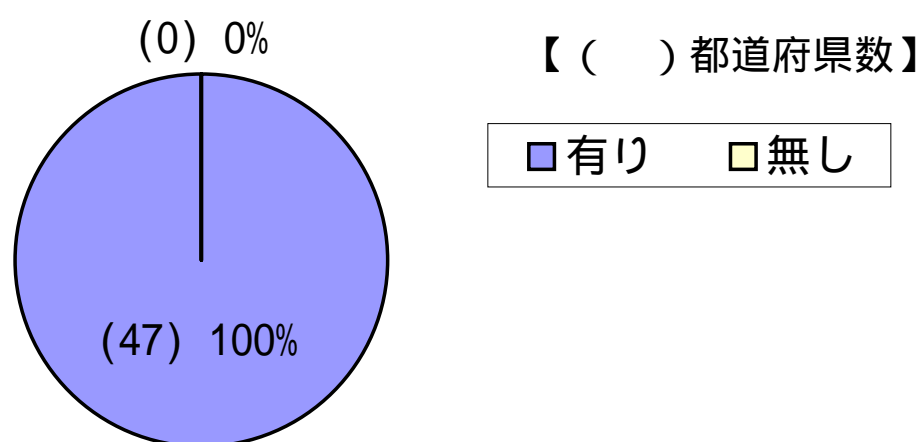
評価の透明性、公平性を確保するための措置

評価項目、落札者決定基準、配点は、入札前にほとんどの都道府県で公表している。

入札参加者の合計得点は、ほとんどの都道府県で公表しているが、自社分のみの公表を含めた入札参加者の評価項目毎の得点の公表は約7割の都道府県が行っている。今後の公表予定有りを含めると約8割になる。

評価結果に対する不服申立制度は、約7割の都道府県で設けている。

3 一般競争入札における不服申立制度の有無



一般競争入札における不服申立制度の有無

全ての都道府県で入札参加資格が認められなかった者の不服申立制度を設けている。